

## 跋文

・・・成澤勝先生との出会い・・・

俞 祐植

〈WaferMasters, Inc., CA., U.S.A.〉

古稀をお迎えになられ心よりお祝い申し上げます。ますますご健壮にてご活躍くださいますよう、お祈り申し上げます。

私が成澤先生に知己を賜ったのは韓国のソウルで学部4年生だった1983年の9月のことでした。電子工学専攻でありながら学部1年生の頃から日本語の勉強を続けていた私にとって中級以上のレベルでの日本語の勉強を続けようとしてもそのような講義を受ける機会を得ることは難しかった時代でした。初級講座は多かったのですが、一ヶ月以内にクラスの殆どの学生がドロップアウトしたため中級クラスさえ生徒が集まらなかったからです。学期中は自分の大学の日本語学科の講義を受講し、夏や冬休み期間中は近くの大学で中級レベルの集中講義やプライベートレッスンを受けながら日本語の勉強を続けていました。京都大学への留学を目指して留学を準備していた頃だったので日本の大学要覧などを閲覧しにソウル市内の日本大使館広報官室に通っていました。ある日偶然にも待ちに待った上級レベルの日本語講座が9月から開設されることを知りました。直ちに入学申込書を作成して日本語試験を受けました。かなりの倍率だったようですが運よく上級班に入学を許可されました。その時の上級班担当の先生が駐韓日本大使館に着任して国際交流基金のミッションを担当されていた成澤先生でした。34年前の出来事でした。

1983年秋季（第一期）日本語講座上級班の生徒数は39名でした。殆どは日本と関わりのある幹部級の社会人、日本留学を目指した研究者、大学で日本語を専攻していた学生でした。クラスが始まると連絡係の班長を選ばないといけないということになりましたが誰も申し出る人がいませんでした。たまたま、最前列に座っていた私が指名されることになりました。4年生の最後の学期を残すだけでしたので時間的にも余裕があり、大学も広報官室に近かったので私が引き受けることになりました。その後、先生にお会いする機会も自然と増えて行きました。名簿の作成や教材のコピーなどのお手伝いをしました。館務の傍ら、先生は日本語教材作を作ったり、また新しく導入されたパーソナルコンピューターでさまざま

まなプログラム作成を実施しておられました。その頃からパソコンに自信のあった私は足繁くお手伝いに通いもしました。韓国内における日本文化広報のなかでも、とりわけ新技術の導入などに非常に情熱的に取り組んでおられたことが強く印象に残っています。

同年 12 月に京都大学から入学許可書をもらってパスポートの申請や日本大使館領事課への留学ビザの申請をすることになりました。ところが日本での身元保証人がなく、ビザ申請ができない状態でいました。先生に事情をご相談申し上げたところ、先生のいとこの方に私の身元保証人を引き受けていただくことになりました。先生の取り計らいにより高校時代からの念願だった私の京都大学への留学が実現することになりました。翌年の 3 月に日本に向かうまで先生に日本での留学生活に際しての心得など多くのアドバイスをいただきました。今日の私があるのも先生との出会いがあってのことだと思っております。心より感謝いたします。

私が京都大学在学中に先生は日本に帰国され、拓殖大学や神田外大で教鞭を執られていた頃はお会いする機会がありましたが、東北大学に赴かれてからはお会いする機会がありませんでした。私が 1991 年に京都大学で博士号を取得してから渡米することになりました。渡米してからもしばらくは先生と連絡が取れていたのですが、途中から連絡が取れなくなってしましました。2014 年にやっと先生と連絡が取れるようになりました。その秋、日本出張の際に仙台に先生を訪れました。私が持っていた日本大使館広報官室日本語講座上級班第一期生名簿を持参して韓国での同窓会を企画してみたいと話をしました。私自身は 1984 年の 3 月に韓国を離れてクラスの皆さんと連絡を取ったことはありませんでしたが、昔の名簿にあった情報を頼りに情報を集めてみることになりました。果たして何名の方と連絡が取れるか不安でしたが、数ヶ月の努力で中級班を含めて 18 人の方々と連絡が取れました。社会の各方面で活躍されておられる方々が殆どで日程を合わせるのは難しかったのですが、おおぜいの方々にご参集いただきました。同年の 10 月に第二回目の同窓会をソウル市内で開催して第一回目の同窓会にご参加いただけなかった方々にもお会いすることができました。32 年ぶりの同窓会にこれだけの方々にご参集いただけたことは先生の教育への情熱のみならず人格への敬意を反映したものと言えることでしょう。

また、先生は両国の長年の宿題でもある第二次世界大戦期間中の朝鮮女性の人権問題の解決方向についてのご提案もされております。先生に同行して駐日韓国大使館をはじめ、韓国内の大学の日本関連研究機関を訪れたことも記憶に残ります。このような努力が韓国の大手週刊誌とのインタビューにつながり記事化されました。その記事は今でも最も関心を持たれた記事の一つに選ばれました。編集当局によってまとめられた、そこでの先生のお説の真骨頂たる一部を少しく紹介します。

국제규약은 국제법보다 국내법이 우선하는 일반 국가라면 따르지 않을 수도 있다. 하지만 나리사와 박사에 따르면 일본은 상황이 다르다. 그 이유는 ICCPR-b 가 성립한 근거가 유엔헌장(특히 55 조와 56 조) 및 세계인권선언이기 때문이다. 지금의 일본은 이러한 유엔헌장과 세계인권선언을 준수하는 것을 조건으로 전범국 책임을 면했다. 그런 일본이 만약 국내법이 국제법보다 우월하다는 이유로 위안부 문제에 대한 책임을 회피한다면 전범국의 책임을 다시 물어 마땅하다는 것이 나리사와 교수의 주장이다. 일종의 계약 위반이기 때문이다.

일본 정부는 ‘1979년 이전의 사항에 대해서는 ICCPR-b 가 소급 적용되지 않는다(2008년 10월 16일 우에다 유엔인권대사 발언)’는 주장도 퍼고 있다. 하지만 나리사와 박사에 따르면, 인권(자유권) 문제는 법 개념상 일반적 사법 절차를 뛰어넘는다. 즉 일본이 준수를 약속한 ‘기본적 자유의 보편적인 준수’(유엔헌장 55 조 C 항)라는 조항으로 미루어 ‘기본적 자유는 보편적’이라고 봐야 한다. 이는 법 제정의 시간을 초월하는 개념이다. 일본 정부가 위안부 문제는 1979년 이전에 벌어진 일이므로 소급 적용되지 않는다고 발뺌할 수 없다는 것이 나리사와 박사의 주장이다.

知識を貯めるだけの学者ではなく実践的な活動家としての先生の情熱に敬意を表します。

今年の7月には早稲田大学で10月初旬に開催される朝鮮学会学術大会の考古学・民俗学分野のシンポジウムでの「高麗・朝鮮の歴史的文献資料解釈へのデジタル化技術の応用の試み」についての発表を提案していただきました。数年前から開発に取り組んでいたデジタルイメージ解析プログラムを活用して朝鮮古地図からの地理に関する図形情報の数値化を中心に発表させていただきました。自然科学や工学分野の私を人文科学の分野へと誘っていただきました。1983年の先生との出会いから34年の歳月の経過にも関わらずいろいろな分野でご指導を賜って大変光栄に思っております。先生の学問に対する真摯な取り組みと情熱は後学として見習わなければならないと思っております。

先生は 1974 年に韓国に留学されました。私は先生に丁度 10 年遅れて 1984 年に日本に留学しました。1991 年に渡米してからは両国は遠くから眺める立場になっています。両国関係の浮沈も見てきました。未解決の問題も山積みですが、発展的な方向への解決は可能だと思っています。この課題は後学の私たちへの宿題です。先生古稀のこの年に、34 年前のソウルでの先生との出会いを大切にしていくことを改めて誓いたいと思います。